

昭和63年5月13日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

看護専門学校入学受験者に対する学科試験結果（得点）を受験者
出身校に外部提供することについて（答申）

昭和63年4月18日付藤看学第9号をもって諮問された、看護専門学校入学受験者に対する学科試験結果（得点）を受験者出身校に外部提供する件について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第9条第2項第4号による外部提供の必要は認めがたい。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、学科試験結果（得点）を受験者出身校に外部提供する必要性は次のとおりである。

- ・ 看護専門学校は、本市市民病院の看護婦を養成することを主な目的として設立されているものであるが、最近の看護婦不足の中から、全国的に入学PRを行い学生募集を行っている状況である。
- ・ 外部提供を求めてくる学校は、進路指導に熱心な学校であり、本校においてもこれらの学校の要請に応じ、優秀な生徒を確保するものである。

3 審議会の判断理由

・ 入学試験の性格

- ① 入学試験は、優秀な生徒を確保する観点から必要なものである。そこで看護専門学校では、第一次試験として学科試験（英・国・数・理）を実施し、一定の点数以上を合格とし、第二次試験（面接・適性検査・身体検査）を経て入学者が決定されるしくみである。

② 入学試験の応募状況は、主に東北、九州からの受験が多く、倍率も15.7倍で約450名程度である。

・ 受験者出身校が情報を求める背景

① 受験者出身校において、今後の生徒指導に役立てるということであるが、当該受験生自身のために加えて、その後続く生徒のための進路指導のためということが考えられる。

② 出身校からの照会の背景として、受験生から出身校へ問い合わせ等があるのではないかとのことであったが、その辺の実態は不明である。

・ 受験者出身校へ外部提供を行うことの合理性

出身校からの照会があることについて、進路指導に役立てるという意味合もわからないわけではないが、受験生の総得点のみで進路指導に役立つのか疑問であり、看護という仕事の性格から考えると、人の資質の点が重要であると思われ、第一次試験結果のみで進路指導がなされ、専門学校の優秀な生徒を確保したいとの期待は薄いと思われる。

・ 以上の理由により、提供を求める学校はそれなりの目的、理由はあるものの、提供を行なう専門学校としては、提供を行なう合理性が薄いことから、外部提供の必要は認めがたい。

4 審議会の意見

本制度は、本人同意を基本原則として運営されるべきものであることから、今後このような情報について、求めに応じて外部提供をする際には、何らかの形で本人同意を得る方途を考えられたい。

以 上